

## 充填及び回収の「十分な知見を有する者」に関する資格等取得状況調査票

※フロン類の充填及び回収の際に必要な「十分な知見を有する者」に関する資格等取得状況について、実態を把握するためのアンケートです。

※回答内容について処罰等を受けることはありません。

事業者名 \_\_\_\_\_

① 京都府内で充填又は回収作業を実施又は立ち会う貴社の従業員で、下記に該当するものすべてにチェック「レ」を御記入下さい。

- a 冷媒フロン類取扱技術者（第一種：一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会）  
（第二種：一般財団法人日本冷媒・環境保全機構）
- b 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
- c 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械（高圧ガス保安協会）
- d 冷凍空気調和機器施工技能士（中央職業能力開発協会）
- e 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
- f 自動車電気装置整備士 ※対象は、充填の場合のみ、自動車に搭載された第一種特定製品に限る。  
（ただし、平成 20 年 3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年 3 月以前に当該資格を取得し、各都道府県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る。）
- g 高圧ガス製造保安責任者：冷凍機械以外（高圧ガス保安協会）であり、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に 5 年以上従事した者
- h 十分な実務経験を有する者（※例えば、日常の業務において、日常的に冷凍空調機器の冷媒の充填に 3 年以上携わってきた技術者であって、これまで高圧ガス保安法やフロン回収・破壊法を遵守し、違反したことがない技術者を指す。）
- i 冷媒回収推進・技術センター（RRC）が認定した冷媒回収技術者
- j フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
- k 技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））
- l b～h の該当者で、「充填に必要な知識等の習得を伴う講習」を受講済（下記「参考」参照）
- m 上記いずれにも該当しない

(a～f：充填・回収共に可、g・h：充填のみ可、i～k：回収のみ可)

② ①で a 以外にチェックを入れられた場合、今年度の資格等の取得予定を御記入ください。

[ 資格等 : \_\_\_\_\_ ] ※設問①の a～l を御記入ください。

[ 取得予定 : 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ]

「参考」

「十分な知見を有する者」について、詳しくは府 HP (<http://www.pref.kyoto.jp/taiki/ozon02.html>) に掲載の「十分な知見を有する者」に関する資料①～③を御参照ください。

※b～h の該当者が、充填に関する「十分な知見を有する者」に該当するためには、“充填に必要な知識等の習得を伴う講習”（詳細は、「十分な知見を有する者」に関する資料③参照）の受講が必要です。

アンケートは以上です。御回答ありがとうございました。

⇒ 新規登録申請書と併せて御持参ください。